

大妻女子大学共同研究取扱規程

平成31年3月6日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部（以下「本学」という。）における共同研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、本学が学外機関等の研究者と共通の研究課題について共同して行う研究をいう。

(受入れの原則)

第3条 共同研究は、当該研究が本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、本学の主体性のもとに、受け入れるものとする。

(申込み)

第4条 本学と共同研究を実施しようとする学外機関等（以下「共同研究機関」という。）は、所定の様式による申込書を共同研究を担当する本学の教員（以下「研究担当者」という。）が所属する部局の長を経て、学長へ提出しなければならない。

(受入れの決定)

第5条 共同研究の受入れの諾否は、常任理事会構成員の決裁を経て学長が決定する。

2 学長は、前項の結果を研究担当者及び共同研究機関に通知するものとする。受入れができない場合には、その理由を付して通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、第2項に基づき速やかに共同研究機関と共同研究契約を締結しなければならない。

2 学長が共同研究契約の締結を行う場合は、理事長は、学長へ共同研究契約の締結に関する職務権限を委任するものとする。

3 学長は、共同研究契約を締結したときは、その旨を研究担当者に通知するものとする。

(研究経費)

第7条 共同研究機関は、共同研究遂行に経費が必要となる場合は、共同研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び共同研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費に相当する額（以下「間接経費」という。）の合算額（以下「研究経費」という。）を負担するものとする。

2 前項に規定する間接経費は、原則として直接経費の10%とする。

(研究経費の取扱い)

第8条 共同研究機関は、原則として、研究経費を共同研究契約で定めた当該研究の開始日（以下「研究開始日」という。）より前に本学に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、共同研究機関は、研究経費を研究開始日以降に納入することができる。

(1) 共同研究契約において、研究完了後に研究経費を納入することが定められている場合

(2) やむを得ない理由により、研究開始日以前に研究経費を納入することができず、

そのことについて本学が了承した場合

- (3) 研究開始日以降に研究経費を納入する旨、本学が共同研究機関へ指示をした場合
- 3 前項の場合、研究経費は、共同研究契約が締結済みの場合に限り、研究開始日から研究経費が納入されるまでの間、学校法人大妻学院が立替支出を行い、研究経費の納入後に精算を行うことができる。ただし、学校法人大妻学院が立替える研究経費の額は、共同研究契約で定められた研究経費の額を上限とする。
 - 4 前項を適用する場合は、共同研究契約に本学が損害を受けた場合の損害賠償条項を盛り込むものとする。
 - 5 共同研究を中止し又はその期間を変更した場合において、研究経費の額に不用が生じ、共同研究機関から不用となった額について返還の請求があった場合には返還する。ただし、共同研究機関からの申出により中止する場合には、当該研究経費は、原則として返還しない。
 - 6 前項において共同研究機関に返還しなかった研究経費の取扱いは別に定める。
 - 7 研究経費を使用した物品の納品、役務の提供等は、共同研究契約で定めた研究期間内に終了するとともに金額を確定させ、それらにかかる証憑書類の日付は当該会計年度内かつ研究期間内であるものとする。
 - 8 研究担当者は、前項に定める証憑書類の提出及び研究経費の支出にかかる手続を「学校法人大妻学院経理規程」及び「経理規程施行細則」に基づき行うものとする。ただし、研究期間の最終月における期限については別に定める。
 - 9 本学による研究経費の支出及び精算は、本規程及び共同研究契約に定めがある場合を除き、「学校法人大妻学院経理規程」及び「経理規程施行細則」に基づいて行い、共同研究契約で定めた研究期間の終了後1ヶ月以内に完了させるものとする。

(学外共同研究者の受入れ)

- 第9条 共同研究の実施に必要と認められる場合、学外共同研究者を受け入れることができる。
- 2 学外共同研究者の受入れに関する取扱いは、契約に別段の定めのない限り、「大妻女子大学・大妻女子大学短期大学部共同研究者規程」による。

(設備等の帰属)

- 第10条 研究経費により購入した物品、設備等は、共同研究契約に別段の定めのない限り、本学に帰属する。

(研究の中止等)

- 第11条 研究担当者は、共同研究を中止し又はその期間を延長する必要が生じた場合は、速やかに学長に報告し、必要な手続を行わなければならない。
- 2 学長は、共同研究の中止又は期間の延長がやむを得ないと判断する場合は、常任理事会構成員の決裁を経て共同研究の中止又は研究期間の延長を決定することができる。
 - 3 学長は、前項の規定により共同研究の中止又は研究期間の延長を決定したときは、共同研究機関と協議のうえ、必要な対応を行うものとする。

(研究の完了報告)

- 第12条 研究担当者は、共同研究が完了したときは、その旨を学長に報告するものとする。
- 2 学長は、共同研究の結果を共同研究機関に報告するときは、研究担当者をして、これを

行わせることができる。

(研究成果の公表)

第 13 条 本学は、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、共同研究の成果を適切に発表又は公表するものとする。

2 前項の発表又は公表の時期・方法については、研究担当者と共同研究機関との協議のうえ、決定する。

(知的財産権の取扱い)

第 14 条 共同研究で生じた知的財産権に関する取扱いは、共同研究契約に別段の定めのない限り、「学校法人大妻学院発明等取扱規程」による。

(知的財産権の帰属)

第 15 条 共同研究で生じた知的財産権は、共同研究契約に別段の定めのない限り、学校法人大妻学院及び共同研究機関の共有とする。

(秘密の保持)

第 16 条 学長及び共同研究機関は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議のうえ、非公開とする旨を定めることができる。

(適用除外)

第 17 条 共同研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。

(1) 国、政府関係機関又は地方公共団体等からの共同研究

(2) その他特別な事情があると学長が認めた共同研究

(所管部署)

第 18 条 共同研究の取扱いに関する所管部署は、総務センター研究支援室とする。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別途常任理事会が定める。

附 則

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、契約日が平成 31 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以降の共同研究に適用する。

3 この規程の適用日に現に受け入れている共同研究の取扱いについては、なお従前の例による。